

国官会第 14723 号
 国官技第 320 号
 国営管第 326 号
 国営計第 133 号
 国港総第 509 号
 国港技第 83 号
 国空予管第 1031 号
 国空空技第 400 号
 国空交企第 273 号
 国北予第 18 号
 令和 7 年 12 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大臣官房	会 計 課 長
	技 術 調 査 課 長
	官庁営繕部管理課長
	官庁営繕部計画課長
港 湾 局	総 務 課 長
	技 術 企 画 課 長
航 空 局	予 算 ・ 管 財 室 長
	航空ネットワーク部空港技術課長
	交通管制部交通管制企画課長
北海道局	予 算 課 長
(公 印 省 略)	

「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための
 国庫債務負担行為の運用について」の一部改正について

「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」（令和３年１１月３０日付け国官会第１５５２６号、国官技第２１４号、国営管第４７６号、国営計第１３４号、国港総第４５５号、国港技第５７号、国空予管第５９６号、国空空技第３３８号、国空交企第１９２号、国北予第３８号）において補正予算を活用して令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業を実施する際の新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）を補正予算によって設定する場合の運用方法を通知し、これらの事業の迅速かつ着実な執行を求めているところである。

今般、令和７年６月６日に「第１次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定された為、対象事業について上記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

- １．対象事業 を別添１のとおりに改める。
- ２．別紙１「事業加速化円滑化国債について」を別添２のとおりに改める。
- ３．別添１「事業加速化円滑化国債の運用例」を別添３のとおりに改める。
- ４．別添２「事業加速化円滑化国債の支払時期等」を別添４のとおりに改める。
- ５．別添３「入札説明書例」を別添５のとおりに改める。
- ６．別添４「現場説明書例」を別添６のとおりに改める。
- ７．別添５「契約書例」を別添７のとおりに改める。
- ８．別紙２「余裕期間制度の活用に関する留意点」を別添８のとおりに改める。